

公立大学法人京都市立芸術大学職員安全衛生規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成26年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第46条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学の職員の安全及び衛生の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により、再雇用された者のうち、常勤の職員以外の職員

(職員の義務)

第2条 職員は、労働安全衛生法（以下「法」という。）その他関係法令及びこの規程を遵守するとともに、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理者及び産業医の安全又は衛生に関する指示に従い、労働災害の防止並びに健康の保持及び増進に努めなければならない。

(総括安全衛生管理者の設置)

第3条 衛生管理者及び安全管理者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務に関するもの

2 総括安全衛生管理者は、副理事長をもって充てる。

(衛生管理者等の設置)

第4条 本学に、法第12条に基づき、総括安全衛生管理者又は上司の指示を受け、第3条に定める業務のうち技術的事項を管理するとともに、次の各号に掲げる事項を管理させるため、衛生管理者を置く。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
- (6) 職員の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。
- (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。

2 衛生管理者は、係長相当職以上の職員で、法第12条第1項に規定する資格を有するもののうちから副理事長が選任する。

(安全管理者の設置)

第5条 次の各号に掲げる事項を管理するため、安全管理者を置く。

- (1) 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止措置
- (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備又は器具の定期的な点検及び整備
- (3) 作業の安全に関する教育及び訓練
- (4) 発生した災害の原因の調査及び対策の検討
- (5) 安全に関する資料の収集及び作成並びに重要事項の記録
- (6) 安全に関する職員の指導及び監督

2 安全管理者は、当分の間、総括安全衛生管理者が兼務するものとする。

(産業医の設置)

第6条 本学に、法第13条に定めるところにより、職員の健康管理等を行なわせるため、産業医を置く。

2 産業医は、職員の健康管理等を行なうのに必要な医学に関する知識について、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第14条第2項の要件を備えた者のうちから、理事長が選任する。

(産業医の職務)

第7条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 健康教育及び衛生教育に関すること。
- (5) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (6) その他職員の健康の保持増進に関すること。

第8条 産業医は、安衛則第14条第1項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者、安全管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(安全衛生委員会の設置)

第9条 法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項を調査及び審議し、理事長に対し意見を述べさせるため、安全衛生委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

(委員会の構成)

第10条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員会の委員長は総括安全衛生管理者とし、委員は、衛生管理者、産業医及び理事長が指名する者とする。

3 委員会の構成に関してその他必要な事項は、別途定める。

(委員会の委員長)

第11条 委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会の委員の任期)

第12条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の招集)

第13条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、随時招集する。ただし、委員の3分の1以上から付議すべき議題を示して請求があるときは、委員長は、

委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員会記録の作成及び保存)

第14条 委員会は、調査及び審議した事項に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(委員会の開催)

第15条 委員会は、毎月1回、定期に会議を開くものとする。

(委員会の参考人)

第16条 委員長は必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会の庶務)

第17条 委員会の庶務は、事務局総務広報課において行う。

(委員会についての補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(健康診断)

第19条 理事長は、次に掲げる健康診断を行う。

(1) 一般定期健康診断

(2) その他必要と認める健康診断

2 職員は、この規程の定めるところにより健康診断を受けなければならない。
ただし、長期にわたる傷病のため療養中の職員は、この限りでない。

(一般定期健康診断)

第20条 一般定期健康診断は、職員に対し、次に掲げる項目について、毎年1回(安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員にあっては、6月ごとに1回)、定期に行う。

(1) 安衛則第44条第1項各号に掲げる項目

(2) その他総括安全衛生管理者が必要と認める項目

2 前項の規定にかかわらず、一般定期健康診断は、前項第1号に掲げる項目のうち、産業医が必要でないと認めるものを省略して行うことがある。

3 理事長は、一般定期健康診断において異常が認められた職員で、産業医が必要と認めるものに対し、更に詳細な健康診断を行う。

(健康診断の結果の通知)

第21条 理事長は、健康診断を受けた職員に対し、その結果を通知する。

(判定及び報告)

第22条 健康診断を行ったときは、その結果に基づき、職員ごとの健康状態を別表に定める判定区分により判定し、理事長に報告しなければならない。

(事後措置)

第23条 理事長は、前条の報告を受けたときは、判定の結果に応じ別表に定める事後措置の基準に従い、職員に対し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

2 総括安全衛生管理者及び所属長は、衛生管理者と連携し、前条の規定による判定の結果、事後措置が必要と認められた職員に対し、健康の保持及び増進に関し必要な指示又は指導を行うものとする。

(健康診断の結果の記録)

第24条 理事長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとの記録表を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために利用しなければならない。

(要休養職員審査委員会の設置)

第25条 次の各号に掲げる事項を調査及び審議させるため、要休養職員審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- (1) 傷病による職員の休職及び休養に関すること。
- (2) 傷病により休職中の職員の復職に関すること。
- (3) 休養を要する職員の出勤の適否に関すること。
- (4) その他理事長が適当と認める事項

(構成)

第26条 審査委員会は、委員長、副委員長1人及び産業医を含む委員若干人をもって構成する。

2 審査委員会の委員長は、副理事長をもって充てるものとし、委員は、職員又は産業医のうちから、理事長が指名する。

3 審査委員会の構成に関してその他必要な事項は、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第27条 審査委員会の委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 審査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審査委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。

(医師等の意見聴取)

第29条 審査委員会は、調査及び審議を行おうとするときは、当該調査及び審議の対象である職員の診断を行った医師の意見を聴かなければならない。

(参考人)

第30条 審査委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(審査委員会の庶務)

第31条 審査委員会の庶務は、事務局総務広報課において行う。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(災害発生時の措置)

第33条 所属長は、業務遂行中の職員に災害が発生した場合に学部及び所属において講ずべき措置について、あらかじめ定めておかなければならない。

(災害発生状況の報告)

第34条 所属長は、業務遂行中の職員に災害が発生したときは、直ちに必要な救急措置を採るとともに、災害の発生状況を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(災害調査報告書)

第35条 所属長は、前条の災害に関し、所属において、速やかにその原因を調査し、同種の災害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、その結果について、災害調査報告書を作成し、総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(労働者死傷病報告書)

第36条 安全衛生管理者は、安衛則第97条の定めるところにより、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(設備の設置又は変更)

第37条 総括安全衛生管理者は、事務機器、機械その他の設備を設置し、又は変更するときは、その安全性について十分審査し、職員の安全及び健康を確保するよう努めなければならない。

(設備の点検、整備等)

第38条 総括安全衛生管理者及び所属長は、安衛則第2編の定めるところにより、機械、器具その他の設備の点検、整備及び改善に努めなければならない。

(作業環境測定)

第39条 総括安全衛生管理者は、法第65条の定めるところにより作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない。

(作業環境の整備及び改善)

第40条 総括安全衛生管理者は、安衛則第3編の定めるところにより、職場の作業環境の整備及び改善に努めなければならない。

(帳簿)

第41条 総括安全衛生管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者、衛生管理者及び安全管理者の職名、氏名並びに所属の名称及び職員数
- (2) 第33条の規定により定めた災害時に講ずべき措置
- (3) その他理事長が職員の安全及び衛生を確保するため必要と認める事項

(病者の就業禁止)

第42条 伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

(安全衛生教育)

第43条 総括安全衛生管理者は、定期又は随時に職員の安全及び衛生に関し

必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第 4 4 条 職員の安全衛生業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 2 条及び第 2 3 条関係）

区分	判定	内容	事後措置の基準
生活 の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間、勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務又は勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ正常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療 の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	主治医の指示を守り、治療に専念するよう指導を行う。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病又は再発を防止するために必要な指導を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	